

岩手県医療局管理規程第12号

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月2日

岩手県医療局長 小原 勝

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(21) [略]</p> <p>(22) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（母性保護のため必要がある場合にあつては8週間、多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後<u>8週間</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(23)～(26) [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(21) [略]</p> <p>(22) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（母性保護のため必要がある場合にあつては8週間、多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日以後<u>1年</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(23)～(26) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和4年12月2日から施行する。